

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 生活環境部
- (2) こどもみらい部

2 監査実施期間

平成29年11月17日から平成30年3月22日まで

3 監査の範囲

平成29年4月1日から同年9月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

生活環境部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

こどもみらい部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(こども家庭課)

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として平成29年8月3日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月4日(金)までに払い込まなければならないが、同月7日(月)に払い込まれていた。【類例3件あり】

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

2 支出事務（その1）

支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。

（こども支援課、こども家庭課）

【事例1】 こども支援課

※ 平成29年4月1日付けで、臨時職員給与管理システム保守点検業務委託を締結しているが、監査実施時点（平成30年1月24日）において、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為がなされていなかった。

なお、こども家庭課においても、同様の例が認められた。

【事例2】 こども支援課

※ 平成26年4月28日付けで、契約期間を平成26年5月1日から平成31年4月30日までとする臨時職員給与管理システムソフトウェア賃貸借契約を締結しているが、監査実施時点（平成30年1月24日）において、市財務規則第63条第1項及び市長期継続契約事務取扱要綱第5条第1号の規定に基づく平成29年度分の支出負担行為がなされていなかった。

地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市財務規則

（支出負担行為の整理区分）

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 （略）

別表第3（第63条関係）（抜粋）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
13委託料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算の基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案ただし、工事請負に類するものにあつてはこのほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
14使用料及び賃借料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案	
	請求のあつたとき				（略）

いわき市長期継続契約事務取扱要綱

(支出負担行為)

第5条 契約に係る支出負担行為の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 支出負担行為は、契約期間内における会計年度ごとに行うこと。
- (2) (略)

3 支出事務（その2）

市内旅行に関する事務において、旅行命令書が整備されておらず、私有自動車の使用承認もなされていない例が認められた。

（四倉保育所、久之浜保育所）

※ 四倉保育所において平成29年6月17日に実施した自宅から文化センターまでの私有自動車を用いた市内旅行については、旅行命令書が整備されておらず、私有自動車の使用に関する所属長の承認も受けていなかった。

なお、久之浜保育所においても、同様の例が認められた。

いわき市職員等の旅費に関する条例

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2～3 （略）

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

いわき市職員の私有自動車の公務使用に関する要綱

（使用の制限）

第3条 職員が旅行命令を受けて旅行する場合において、私有自動車を使用するときは、私有自動車使用承認願簿（別記様式）により、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた場合を除くほか、職員は私有自動車を公務使用してはならない。

<意見又は要望とする事項>

1 特定事項（保育所の耐震化について）

公立保育所の耐震化については、東日本大震災以降、施設の耐震化の必要性が一層増しており、全31施設について、平成23年度から28年度にかけて耐震診断を実施した結果、昭和56年以前に建築された20施設が要耐震と診断されたことから、これまでも耐震補強工事に係る基本設計や改築工事が進められている。

しかし、耐震化そのものの進捗を見ると、公立保育所の耐震化率が全国平均で83.1%（H28.3.31現在）となっているのに対し、東日本大震災から7年が経過したいま、本市のそれは35.5%（31施設中11施設）であり、大きく立ち遅れているのが現状である。耐震化が不可能又は耐震性が著しく劣っている等の理由により、3施設の改築工事が進められているとはいえ、その他の施設については優先順位や年次計画が未定となっており、本市において基本的に全ての公立幼稚園の耐震化が完了し、小学校や中学校も同様であることも踏まえると、憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

これらのことから、幼保施設の環境整備を図り、子どもの安全・安心を確保するためにも、保育所の耐震化に向けた方策を早期に取りまとめ、耐震化率の向上に取り組まれることを望むものである。

（こどもみらい課）

2 特定事項（母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務について）

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同施行令の規定に基づき行われており、本市においては、中核市に移行した平成11年度から、貸付の決定及び償還金の収納に関する事務を担っている。

貸付金の内容としては、母子家庭等に対し各種資金を貸し付け、その生活の安定や自立の促進を図るものであり、平成28年度の貸付実績は、件数が233件、金額が129,091,000円と、母子家庭等の福祉の増進に向け一定の役割を果たしている。

一方、貸付後の状況に眼を向けると、平成28年度の償還率は、現年度分が78.0%、過年度分は10.1%であり、全体では41.2%となっている。収入未済額は年々増加して105,591,040円となっており、償還については必ずしも順調とは言い難いのが現状である。

当該貸付事業については、これまでも、決算審査意見書において、「負担の公平性の観点から、未収入額の解消に向けたより一層の努力を望むものである。」との意見を付してきたところである。担当課においては、事務の効率化や口座引き落としなど納付環境の整備を図るため、平成30年度に新たな貸付管理システムの導入を計画しているとのことであるが、滞納を未然に防ぐ方策のみならず、債権管理課と連携しながら徴収体制の見直しや強化を図り、償還率の向上と収入未済額の減少に努められたい。

（こども家庭課）